2020年4月30日

生活福祉資金特例貸付にかかる申請書類新旧対照表

[1. 緊急小口資金]

見直し後	見直し前	見直し内容
①借入申込書(指定様式)	①借入申込書(指定様式)	様式の簡素化
②重要事項説明書(指定様式)	②重要事項説明書(指定様式·借入申込書と一体)	様式の簡素化
③借用書(指定様式)	③借用書(指定様式)	様式の簡素化
④収入の減少状況に関する申立書(指定様式)	④申請理由を裏付ける書類等	証明書類不要とし、申立書のみに統一
⑤住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)	⑤住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)	
⑥本人確認書類の写し(次のいずれか)	⑥健康保険証の写し(ない場合は運転免許証等)	確認書類の明示
ア. 運転免許証(住所変更の場合、両面)		
イ. パスポート		
ウ、マイナンバーカード(保護ケースに入れたまま表面のみ)		
工. 健康保険証		
オ. 在留カード(特別永住者証明書)※外国籍の方の場合		
⑦印鑑登録証明書	①印鑑登録証明書	
③貸付金振込口座通帳の写し		
③口座振替依頼書 (指定様式・償還用・郵送受付の場合等事後提出可)	〇口座振替依頼書(指定様式·償還用)	郵送受付の場合等事後提出可
⑩その他、和歌山県社会福祉協議会が必要と認める書類	⑩その他、和歌山県社会福祉協議会が必要と認める書類	
	①10万円を超える場合、それを証する書類	不要・借入申込書で確認
	(②同意書(指定様式・借入申込書と一体)	<u>不要</u> ·借入申込書へ統合

生活福祉資金緊急小口資金(特例貸付)受付チェックリスト

申込者氏名	:	
受付者氏名	:	

No.	項 目	チェック欄
*	まずはじめに	
	(1) この制度は貸付であり、据置期間経過後、償還が必要であることを説明した	
	(2) 記入するボールペンが摩擦熱で消えるもの(フリクション等)でないことを確認した	
1	借入申込書(指定様式)	
	(1) 借入申込書上部の署名、記入年月日の記入を確認した	П
	(2) 借入申込書の太枠内への記入を確認した	
	(3-1) 下記に該当する者がいる (10万円を超える申請が可能) かを確認した	
	□ア、世帯員に新型コロナウイルス罹患者等がいる	
	□イ.世帯員に要介護者がいる	該当あり 該当なし
	□ウ. 世帯員が4人以上いる	
	□エ.世帯員に子の世話をしている労働者がいる	
	□オ・世帯員に個人事業主がいる	
	□カ.「借入理由」欄の「10万円を超える資金需要がある」にチェックが 付いている	
	(3-2) 上記(3-1)で「該当なし」の場合、申込金額が10万円以内であることを確認した	
	(3-3) 借入申込者に申込金額を確認し、金額を記入してもらった	
	「据置期間 ア.12か月以内」、「償還期間 ア.24か月以内」に「○」を、または「イ.その	
	(4) 他」に期間を記入してもらった	
	(5) 受付担当者が窓口記入欄に日付、名前を記入した	
2	重要事項証明書(指定様式)	
	(1) 重要事項説明書の署名を確認した	
3	借用書(指定様式)	
	(1) 借用書の太枠内への記入を確認した	
	(2) 借入申込書に記入した申込金額、据置期間、償還期間、償還方法を記入してもらった	
4	収入の減少が分かる書類の確認(指定様式)	
	(1) 「申立書」への記入、署名、押印を確認した	
5	住民票(世帯全員、記載事項省略なし、個人番号不要)	
	(1) 「世帯全員が記載されたもの、記載事項省略なし、個人番号省略」の住民票であることを確認した	
	(2) 住民票記載の者と、借入申込書記入の世帯員が一致することを確認した	
6	本人確認書類の確認	
	(1) 本人確認書類を確認した	
	□ア. 運転免許証 □イ. パスポート	
	□ウ. マイナンバーカード □エ. 健康保険証	
	(2) 上記書類をコピーした	
	(3-1) 外国籍の方の場合、在留カードを確認しコピーした	該当あり 該当なし
	外国籍の方で、在留期間が1年以内の場合は、その後の在留の見込みについて確認し、借入 (3-2)	該当あり 該当なし
	申込欄にチェックしたことを確認した	
7	印鑑登録証明書	
_	(1) 借入申込書、重要事項説明書、借用書に押印した印鑑と同じものであるか確認した	
8	貸付金振込口座通帳の写し (1) 預金通帳の名義、口座番号と借入申込書記入の名義、口座番号が一致することを確認した	П
	(2) 上記書類をコピーした	П
9	口座振替依頼書(指定様式・郵送受付の場合等事後提出可)	
	(1) 記入漏れはないか、2枚目以降も押印されているか確認した	П
10	住所が一致していることの確認	
	借入申込書、重要事項証明書、借用書に記入の住所が、住民票、印鑑登録証明書の住所と一	
	(1) 致することを確認した	
11	書類をコピーして本人へ渡す	
	(1) 1借入申込書、2重要事項説明書、3借用書をコピーして借入申込者へ渡した	
1 2	その他	
	間違った記入や虚偽の内容があった場合は、送金が遅れる場合や貸付ができないことがある(1)	
	(1) ことを伝えた	

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人

和歌山県社会福祉協議会 会長

- 申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。
- ○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
- ○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関 に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- ○私は現在、生活保護を受給していません。
- ○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- ○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- ○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。 ○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- ○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

	付番金0)結果、貸付不	承認となった場 ───	合、埋日	田は開示	されないことに同	可意しる						
上	記内容は	こ相違ありませ	せん 署名					<u>※太</u>	卆内を	ご記入く	ださい	\	
記力	年月日	令和 2年	月 日	1				支店/5	受付番号	-			
申込	金額		万円	据置其(12か月)	<i>-</i> ∏	2か月 -の他()か月		景期間 ・月以内)	ア.24か月 イ.その他		償還	方法 □	月賦一括
	ガス					印	性別	□男□女	生年月日	大正 昭和 平成	年 (流	月	日 歳)
借入申込者	現住所	(〒 -	-)			自宅電話 携帯電話)	
	勤務先名称 または職業					勤務先等住所	近	電話)	
		プ が 氏 名 続柄				生年月日		勤務先•学校名				环(感染料 者、学校(罹患者、要 休校等)
借入	1	本人			(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R						ウ.学校(者等 イ.要 木校の子の の恐れある 事業主	
申込者の	2		夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S 年	・H・R 月 日					ウ.学校(
世帯状	3		夫・妻・子・父・ 母・その他			・H・R 月 日					ウ.学校(
況	4		夫・妻・子・父・ 母・その他			・H・R 月 日					ウ.学校(
	?	の他 名	I										
	f付金 E込先	金融機関				支店名				預金和	重別	□普通	□当座
		口座番号				口座名義力	人(カタ	カナ)					
※感 による	入理由 染拡大等 影響の内 を記入	新型コロナウ	イルス感染拡	大の影響	響で収入 次	が減 □今後:	10万円	を超える	資金需	要があるた	め		
本特	例貸付の)利用実績等;	□ ア.今回が	初めて		すでに借入してい 関度額残額の申う		□ ウ.総	合支援資	資金の申込	も行い	たい	
外国	籍の方で	で在留期間が1年	年以内の方;	□在留其	閉間が延っ	長の予定							

※窓口記入欄 県社協受付 (受付日:令和 2年 月 日)

□市町村社協 口労働金庫 (受付日:令和2年 月 日、受付者:

)

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金(貸付金)を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することが あります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市町村社会福祉協議会が、借受人に対して督 促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金 の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。
- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を別紙③-1 記載、都道府県毎に設置しております。

- (1) 和歌山県社会福祉協議会の苦情受付窓口 総務・資金部 生活資金班 (電話 073-435-5223)
- (2) 福祉サービス運営適正化委員会 (電話 073-435-5527)

各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること」を目的としており、借受人は次の事項(生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等)を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。
 - (1) 住所を変更したとき。
 - (2) 改名・改姓したとき。
 - (3) 死亡、または所在不明になったとき。
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。
 - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
 - (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
 - (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
 - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

※本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本(コピー)は借入申込者が保有してください。

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

借用金額万

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

※都道府県社協記入欄	

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長 殿(借受人)

住所					
氏 名					印 (実印)
生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日生	

[借入要項]

1	貸付金の 受領方法	借受人が指	昔受人が指定する金融機関口座への振込による。								
		据置期間	か月(最大 12 か月)								
2	貸付金の償還	償還期間	か月(最大 24 か月)								
		償還方法	□ 月賦償還 □ 一括償還								
3	延滞利子										

【留意事項】

- ①上記の太枠内は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

※以下、社会福祉協議会記載欄

地 区	年 度	資金	貸付コード	支店/受付番号	
				市町村社協	
				民 協	

収入の減少状況に関する申立書

和歌山県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称	
または職業	
勤務先所在地	〒 -
	TEL ()
減少前の収入	令和年月時の月額所得(手取り)は、約 <u>万</u> 円でした。
減少後の収入	令和年月時の月額所得(手取り)は、約 <u>万</u> 円でした。
減少の理由	
	│□ 現在、就職活動を行っている
	□ 現在、就職していて、この新型コロナウイルス感染症の影響が
償還方法	おさまれば収入が改善する。
(見込み)	□ 自営(フリーランス)であり、この新型コロナウイルス感染症
	の影響がおさまれば収入が改善する。
	□ その他()
	令和 年 月 日
	(借入申込者) 住 所
	氏 名(印)

补全	:福祉法人			糸	心小口貝							
		、 土会福祉協	議会 会長	殿		は原則10万 記のいずれ			は、20万円以	内。		
申込	1つでも	き該当しないも	のがあれば、	国祉資金 必要な新	り 1. 次のア	'~才「特記事	項」の	ハずれかの	世帯員がいる)	.±.	
〇貴	長別の	対象とはなり		5囲で、全	はイン世帯	員に要介護	者がいる	るとき。会福	祉協議会、自	治体等の関	係機関	
			給していません		中型						カ者がいるとき。 した学校等に通う	5子。
0本		章の署名をお願	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	ません。 ません。 を行って		風邪症状なる	ど新型コ	コロナウイル	レスに感染した	おそれのあ	る、小学校等に追	五
○和 ○和	人及び私の	一の者は、大 世帯の者は、 議会が必要に	暴力してある。	を打って りません 私又は私	。また才佳世帯	員の中に個					より生活に要す	
	付審査の	議会が必要に)結果、貸付不	承認となった場	祖田	A	用か不足り が4人以上し			供を求めること	(に)印息しま	5 9 0	
上	:記内容(こ相違ありませ	せん 署名		和歌山	太郎	2	《太枠内	をご記入く	<u>ださい。</u>		
記力	人年月日	令和 2年	●月 ●日/		希望がない: 選択してくだ			上この相	は担当職	員が記入	します。	
申込	金額	20	万円.	据置期 (12か月以	間 ア 2か月 l内) イ.その他()か月	償還式 (24か月.	(r kı)	か月 の他()か月	償還方法	✓ 月賦□ 一指	
		ワカヤマ タロ				$\overline{}$	性	∠ 男 生	· /\			
借	光 名	和歌山 太	が猶	重期間」と 予される	期間です。	印/	別	□女 月)年 1月 (満 4	1日 4歳)	_
入申			319)			「償還期				月賦	とは月払いです	٠.
一込者	現住所	和歌山市手平	2-1-2 社協	アンショ	ン7階A号室	済をする	期間で					_
白								自宅電 携帯電	電話 073(435 電話 090(000	•		
	勤務先		経営		勤和	5先等住所		和歌山市	手平2-1-2 電話 073(4	35) 5222		
		フリ ガナ 氏 夕	続柄	年齢	生年	月日		勤務先•	学校名		感染罹患者、要 学校休校等)	
借	1 03	場合は職業を、	は会社名を、値 個人事業主と は会社名を記入	して会社	に所にいている。					ウ.学校休校の エ.感染の恐	hある子の世話	
入申										オ個人事業 ア.罹患者等	1.要介護者	
込者の	2	● 桃子	夫・妻子・父・ 母・その他	40	T・ ⑤・ H			●●薬局		オ.個人事業	れある子の世話 主	
世帯	3	- == - こころ	夫 · 妻 ? ·父·	14	$T \cdot S \cdot 0$	· R		★★小	、 学校	ウ.学校休校の		
状		<u> </u>	母・その他	11	●●年●●月	P □ □		A A 4	1 1	エ.感染の恐れ オ.個人事業	れある子の世話 主	
況	4		夫・妻・子・父・		$T \cdot S \cdot H$	• R				ア.罹患者等ウ.学校休校の	イ.要介護者の子の世話	
			母・その他		年 月 日		借入申	込者と同	じ名義の口座	を記入して	ください。	
		の他名										
賃	振込の場合 資付金	金融機関		銀行		文店名		●●支店	預金種		・□当座	
	長込先	口座番号	12	34567	[1座名義人(カタカラ	f)	ワカ	ヤマタロウ		
※ 然 による	入理由 染拡大等 る影響の内	新型コロナウ	イルス感染拡力	ての影響	で収入が減	□今後10万	万円を起	習える資金管	需要があるため	5		
	Fを記入 F例貸付の	利用実績等;	✓ ア.今回が初	刃めて	□ イ.すでに	借入している) .総合支担	で全の申込む	っ行いたい		
	(限度額残額の申込) 特記事項のアからオのいずれにも該当せず、世帯											
外国	籍の方で	在留期間が1年	人内の方; [在留期	間が延長の予	·定			満だが、10万 こに☑をご記。		貸付を希望する	
			<i></i> る場合は「ア」に									_
			て借りる場合は まウに☑をご記						の方で、在留: ここに 2 をご言			
"	L C40.	~, ~ 10.0/110	~ / . ~ EL & C C AL	,,_eu	. 0							

※窓口記入欄 県社協受付 (受付日:令和 2年 月 日) □市町村社協 □労働金庫 (受付日:令和 2年 月 日、受付者:

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金(貸付金)を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することが あります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市町村社会福祉協議会が、借受人に対して督 促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金 の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には,当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所としま す。
- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を別紙③-1 記載、都道府県毎に設置しております。

- (1) 各都道府県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当部課一覧 (電話・FAX)
- (2) 福祉サービス運営適正化委員会 各都道府県社会福祉協議会代表連絡先一覧(電話)

(各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項(生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等)を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。
 - (1) 住所を変更したとき。
 - (2) 改名・改姓したとき。
 - (3) 死亡、または所在不明になったとき。
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。
 - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
 - (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
 - (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
 - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

必ず、自筆・押印をお願いします。

印

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2年 ●月 ●●日 借受人 住所 和歌山市手平2-1-2 社協マンション 7階A号室

氏名 和歌山 太郎

※本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本(コピー)は借入申込者が保有してください。

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

借入申込書でお申込みの金額 をご記入ください。

借 用 金 額 20 万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

※都道府県社協記入欄

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長(借受人)

太枠内を自筆し、押印してください。

住 所	和歌山市手平2-	1-2 社協	マンション7階A号室	
氏 名	和歌山 太郎			印 (実印)
生年月日	大正 昭和 50年 平成	1 月	1 日生	

「借入要項]

1	貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。					
2	貸付金の償還	据置期間 12 か月 (最大 12 か月)					
		償還期間 24 か月(最大 24 か月)					
		償還方法 □ 月賦償還 □ 一括償還					
3	延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利・徴収します。					

【留意事項】

- ①上記の太枠内は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始とな
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となりる
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地区	年 度	資金 貸付けコード 支店/受付番号 - 1911 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 -
		この側は担当戦員が記入しまり。 「市区町村在協」

借入申込書と同様の期間、償還 方法をご記入ください。

収入の減少状況に関する申立書

和歌山県社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。 借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先

所在地、電話番号をご記入ください。 勤務先名称または 飲食店経営 職業 勤務先所在地 **=** 640−8319 和歌山市手平2-1-2 TEL073 (435) 5222 令和2年1月時の月額所得(手取り)は、約_35万円でした。 減少前の収入 減少後の収入 令和2年3月時の月額所得(手取り)は、約 10万円でした。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したこと 減少の理由 による減少 減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、 減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。 減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

	□ 現在、就職活動を行っている	
	□ 現在、就職していて、この新型コロナウイルス感染症の影響が	
償還方法	おさまれば収入が改善する。	
(見込み)	☑ 自営(フリーランス)であり、この新型コロナウイルス感染症	
	の影響がおさまれば収入が改善する。	
	□ その他()

償還の見込みについて、該当 するものにチェックしてくださ い。 令和●年 ●月 ●●日

(借入申込者) 住 所 <u>和歌山市手平2-1-2</u>社協マンション7階A号室

<u>氏 名 和歌山 太郎</u>

(印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。